

### 第3回いわき市行政経営市民会議 議事要旨

I 開催日時：平成26年9月26日（金）14時～16時

II 開催場所：文化センター4階 大会議室2

III 出席者：別紙のとおり

#### IV 次第

1 開会

2 報告

・委員の変更について

3 協議

(1) いわき市復興事業計画（第四次）（案）について

・取組の柱1「被災者の生活再建」について

・取組の柱2「生活環境の整備・充実」について

4 その他

5 閉会

#### V 主な内容

(1) いわき市復興事業計画（第四次）（案）について

<質疑：取組の柱1「被災者の生活再建」について>

委員) 安定ヨウ素剤の配布について、当時は、保健所に備蓄していたものを対象者に急ぎよ配布する決断をし、それ以外については、後日郵送するという手法をとった。

他の地域ではこういう事例はあまりなく、日本医師会では、安定ヨウ素剤の配布に関してマニュアルがあり、事前配布を行うにあたっては、住民への説明会を行うことなどが書かれている。いわき市は、いまさら住民へ説明する必要がないような形で進んでしまったが、今後どうする考えなのかご意見を伺いたい。個人的にはこのままで良いと考えている。

また、福島県医師会から、放射線に関する健康相談事業という委託を受けた。これは、いわき市医師会の医師が県立医大の先生から講義を受けて、講義を受けた先生が、市民公開講座とかイベントがある時に、ちょっとしたブースを設けて健康相談事業を開催できるようになる。市の方でも関連するイベント等があれば、会場のスペースの一部を借りるだけで、この相談事業を開催できるので、活用に向けてご協力をいただきたい。

事務局) 安定ヨウ素剤については、平成23年の3月に配布した。その年の12月に安定ヨウ素剤の更新時期がきたので、郵送で事前配布させていただいた。その時の配布にあたっては、服用に際しての注意書き等も一緒に送付しているので、特段混乱などはなかった。委員ご指摘の通り、本市においては、薩摩川内市で行われたような安定ヨウ素剤の配布に関する住民への事前説明会は、必要ないのではないかと考えている。

委員) 配布したまでは良いのだが、次に不測の事態が発生した場合は、自治体の長、つまり市長の判断で配布を決断できるとなっているので、住民への周知はきちんとした方がよいと考える。また、震災当時は、医師会として、安定ヨウ素剤をすぐ配布し服用してもらうよう要請したが、配布することまでしかできなかつたという反省点があつたので、次に不測の事態が発生し、国等からの情報がなく服用指示の判断に迷つた場合は、医師会に相談して決定するようにしていただきたい。

委員) 取組の柱1の96ページに、原子力災害に対する損害賠償請求の円滑化がある。これは、いろんな分野が対象だと思うが、あまり知られていないものとして、山林の立木に対する補償がある。しいたけの原木は現時点でも出荷を止められている。ナラ、くぬぎなどのしいたけ原木を持つ山林所有者は、いまも出荷を止められたまま1円も補償を受けていない。山林の立木補償の枠組みについては、福島県と双葉8町村、福島第一原子力発電所から30km圏内の緊急時避難準備区域という形、つまり12市町村と県で、東京電力と協議している状況である。いわき市は30kmの屋内退避区域だけは設定されたが、いわきは安全ですと主張したことから、30kmにかかる地域があるにも関わらず、この協議にまぜてもらえなかつた。

このため、いわき市役所には、この協議に関する情報がほとんど入ってこない状況になっている。森林組合としては、福島県全体の原木出荷が止められている状況があることから、別な形で東京電力との賠償協議を持つ機会があるが、先程の協議を行う場に、市役所の人や市の森林組合も参加できなかったことは、いかがなものかと考える。

しかしながら、いまさらその良し悪しを論じて仕方がないと考えており、現在でも、川前や三和など、しいたけの原木を出荷することを生業としている人がいるので、市役所の林務課や原子力対策課など、関係する部署間で連携を密にしながら、国・県のこうした動きや情報をアンテナ高くとっていただき、行政としての情報収集や情報提供、今後の対応等について、関係する事業者へ通知していただきたい。

事務局) 原子力損害賠償については、例えば市民に対する精神的賠償を例にとっても、同じ30km圏内に位置する、本市の久之浜・大久地区等と広野町や川内村では、格差が生じているのが実態である。市としては、こうした格差の是正のほか、自主的避難に係る一律賠償の延長などについても、国に対して再三にわたり要望を行っている状況にある。

今回、ご指摘のあった立木の件については、まずは内容をしっかり確認させていただき、また、農林水産部とも連携を図りながら、必要があれば、国に対する要望事項の中に項目を加えていくこととしたい。

委員) 緊急的な雇用の確保という部分で、平成27年度は未定となっているが、雇用の問題は現在もひっ迫している部分があるので、是非とも継続するようにしてほしい。

次に、市外に避難している市民への情報発信について、避難者へアンケートを取っているが、戻らないという理由は何なのかについて教えて頂きたい。

事務局) 市外避難者へのアンケートで、「戻るうえでの課題」の質問項目を設定しており、その回答結果を一部申し上げると、原発事故の収束が71.6%、放射線の不安解消が69.9%、市内の就職先の確保が42%、市内における住居の確保が39.8%となっている。

委員) 災害公営住宅の整備について、平成26年に雇用促進住宅の取得とあるが、市が買い上げることなのか。内郷の雇用促進住宅は古い、改修が必要というイメージがあるが、取得後の耐用年数、あるいはその後の活用はどのようなになるのか教えて頂きたい。

加えて、今まで出来た災害公営住宅への入居率は約80%くらいだと思うが、これから整備する戸数の見直しなどを行う予定はあるのか伺いたい。

事務局) 内郷雇用促進住宅の今後の予定については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構というところから、今年度中に買い取り、来年の3月から改修工事を行う予定となっている。その上で、平成27年10月と平成28年3月に順次入居する予定である。

次に、現在までの災害公営住宅の予定については、311戸の募集を行い入居者の選定を行った結果、ほとんどが埋まっている状況である。

委員) 内定率や入居率はどうなっているのか。また、雇用促進住宅を買いあげる経緯は何かあるのか。その際に、現在住んでいる人はどうなるのか。

事務局) 1,513戸のうち1,509戸が決定しているので、内定率はほぼ100%に近い。また、雇用促進住宅は、平成33年度までに廃止することが決まっており、売りに出されていたため、市として災害公営住宅の戸数確保の観点から買いあげる判断に至った経緯がある。

次に、耐用年数については、平成7年度建築で、現在で約20年経過している。改修工事終了後の法定耐用年数は、必要な修繕などをきちんと実施すれば約50年である。

委員) 新築の方が安くなるということはないのか。

事務局) 現在、約4億円で買い取る予定である。1戸あたりの価格は1,600千円となる。修繕をしたとしても、現在の1戸あたりの新築価格が3,000万円～4,000万円ということを見ると、十分安い値段になると考えている。

委員) 資料には、今年度から、安定ヨウ素剤は市民全員を対象に配布するとあるが、その通りなのか。

事務局) 従来は配布対象が40歳未満であったが、原子力災害対策指針等が変わり、40歳以上の方も配布対象になっている。これにより本市では全市民を対象に配布することとしている。

委員) 全市民への配布となった場合、例えば、あまり薬の知識のない高齢者へ届いた場合などにおいて、何か間違いが発生したりする危険性はないのか。先ほど、住民への説明は不要とのことであったが、こういう人を考えれば、やはり説明が必要ではないのか。

委員) 安定ヨウ素剤の副作用はほとんどないので、仮に配布後誤飲等があったとしても、問題ないと考えている。よって、わざわざ説明会等を開催する必要はないと考える。先程ご紹介したような放射線健康相談といった、別な事業であわせて説明するという形ならやっても良いというレベルと考えている。

委員) 一般の市民の方がよくわかっていない中で、こういう薬を配布すると、逆にまだ放射線の影響があるというような、不安要素にならないのかという心配があるがどのように思われるか。

委員) 配布する場合には、薬に関する説明書もついているので、心配ないと思うが、もし不安の声が高まったのであれば、その時に説明会等を開催すればよいと考える。

事務局) 平成23年12月に配布した時は、A4両面の説明資料を作ったが、今度配布する時は、ページ数を増やし、もう少し詳しい資料を添付するつもりで考えている。また、40歳以上の方はかかりつけ医がいると思うので、仮に薬を送付後、不安等があるのであれば、医師へ相談するようという注意文も追記することを考えている。

委員長) 何か不安があれば、身近な医者に相談することになる。また、高齢者には、高齢者がわかりやすいような表現や内容に工夫するなど、送付対象に応じた工夫が必要かと考える。読む方の立場を考え、わかりやすい視点を加えることは大切である。

委員) 取り組みの柱1のNo.31以降に関係するが、原発事故により飛散したセシウム134は半減期が2年、セシウム137は30年と言われている。現在、福島第一原子力発電所の1号機建屋には、カバーが掛けられているが、今後、解体するとのことで、カバーを取り外すことになるという。この場合、また、高濃度の放射性物質が飛散するのではないのかというような心配があるが、この件に関し、市は東京電力と協議等しているのか。

事務局) 福島第一原発の廃炉作業については、中長期ロードマップに基づいて、今後、1～3号機の溶融した燃料を取り出す工程が必要となるが、その前段の作業として、建屋カバーの解体とガレキの撤去を進めることになる。近く、3号機の建屋カバー取り外しが行われるが、昨年8月、1号機の建屋カバーを取り外し、ガレキの撤去作業を行った際、放射性物質が飛散したのではないかと指摘されており、南相馬市のコメに付着していたとの報道もあった。

これを受け、今般の3号機における建屋カバーの解体作業に当たっては、同様の事象を招くことがないよう、国、県、東京電力が慎重な検討を進めている。市としても、経済産業省の副大臣が議長を務めている「福島廃炉汚染水評議会」、あるいは県が中心となる「廃炉監視協議会」という会議体に、関係市町村とともに参画し、必要な意見や要望を出している。

こうした会議を通じて、例えば、飛散防止のための薬剤を注入することや、風が強い日は作業をやらないようにすること、あるいは、モニタリング体制

の強化を図ることなどの対策を講じることとなった。今後とも、国や県と連携を図りながら、東京電力に対し、あくまでも慎重かつ安全に作業を進めるよう、強く求めていきたい。

委員) 只今回答があった内容については、もちろんきちんと行政として伝えるべきであると考えているが、市民の安全・安心を考えた場合に、具体的にどういう手順で進めていくのかというのが重要である。東京電力からも同じような回答があったのだが、昨今の異常気象から急に突風が吹くようなケースも考えられるので、その際はどうするのかという質問もしている。

東電からの回答は、閉鎖的な空間を使い、大きな掃除機のような装置でダストを吸引するとともに、地表に降り注いだ場合は、凝固吸着するような薬剤を使用するなど、いろんな対策を提示してきた。市としても、東電に対し、深く議論しながら、市民の安全を守るという視点できちんと管理していく姿勢が重要である。市としての姿勢をきちんと足を踏み込んで示してほしい。

事務局) 市としては、東電はもとより、国や県に対し、作業の安全対策はもちろん、いかに安全性を確保するのか、その作業手順を市民へ分かりやすく説明してほしいと要望している。ともすれば国は、机上の計画で進めてしまう部分もあるので、廃炉に責任を持つ実施主体として、きちんと国民・市民への説明責任を果たすよう、今後も引き続き働きかけていきたい。

委員) 東京電力は、国の支援が入っているとはいえ、営利目的の企業体なので、安全・安心の確保という視点を忘れずにしてほしいと考えている。

#### <質疑：取組の柱2「生活環境の整備・充実」について>

委員) 取組みの2の30ページに、平成26年度の取組みとして、大学医学部等への寄付講座の開設がある。先日、塩崎厚生労働大臣が共立病院の視察に来た時に、病院協議会の会長から、寄附講座について説明があり、県立医大に5,000万円寄付を行い、産婦人科の医師が3人共立病院に来てもらっている話があった。この他に、今度、整形外科の医師が不足する事態が来春予測されることから、これについても寄附講座を設置することになっている。

塩崎厚生労働大臣へは、この事業について、市のお金でなく、国のお金で寄附講座が設置できるようにしてほしいと要望したところである。

いわきの勤務医は250名不足していると言われている。現在、共立病院には114名、労災病院には33名の医師がいる。250名という不足を補うには、共立病院2つと労災病院1つが必要になるということになる。このように、頑

張りながら何とかいわきの救急医療体制を維持している状況下にあることから、今後も医療に関しては、行政からも必要なご支援をお願いしたい。

委員) 震災後は、野良犬、野良猫がまとまっていたのを記憶している。最近でも、ペットの飼い主を探してほしいというような相談がくる。捨て犬、捨て猫を守る会というのもあるが、えさ代が大変とか飼うスペースがないという課題がある。行政として、ある一定の生息数を守るといったような計画とか方針や考えを設定するような考えがあるのかお聞きしたい。

事務局) 被災動物の救援の取組を震災後に実施した。当時、ペットを放置したまま、避難した市民が多くあったため、放れた犬、野良猫が増えた時期があった。

市としては、放れた犬等を保護する対策をとった。具体的には極力殺処分しない方針とし、内郷に仮設のペット保護センターを設置した。また、被災者支援として避難者へ犬・猫の飼育場所の提供を行った。現在は、所有者不明の犬・猫14頭を保護している。

今後のペット対策については、終生飼養、迷子札（所有者明示）の徹底など、飼い主への意識啓発を進めていく予定である。

委員) 殺処分をしないようにしているとのことだが、いわき市としての基準なのか、自治体によりこの基準は変わるものなのか。

事務局) 狂犬病予防法では、保護したあと、3日間で飼い主が見つからない場合は、殺処分可能となっているが、実際は、1週間以上は保護している。また、飼い主がいそうな場合は、さらに期間を延長して保護している状況である。ただ、一部病気などで他の飼い主などに譲れないような場合は、法律に基づき殺処分をしている。

環境省の指針では、殺処分ゼロを目指している動きもあり、全国的に、極力、殺処分しない方向で動いているのが現状である。

委員長) 個人的には、ペットをおもちゃとして扱っている感じがするのが問題だと考える。命があるものなので、飼い主は、最後まで自分で処分するというような覚悟を持って飼うべきであると考えます。

委員) これまでも要望しているが、森林の徹底した除染をあらためて要望したい。山の除染は膨大な作業量と莫大な費用がかかるということから、市として遠慮している部分があるのではないかと考えてしまう。

これまでの話から、山林業者への補償も進んでいない、市外避難者の7割以上が、放射線の不安を理由にして帰ってこない。また、家庭菜園で野菜をつくっても、孫は食べてくれないというような実態がわかっている。これは、根本の原因がきちんと解決されていないためである。

現在、宅地や公園の除染は進めているが、いわき市域の70%という膨大な山林の除染については全く手が付けられていない。このように、山に放射線が残っている限りは、じわじわと周辺の農地にも漏れだすし、山から海にも流れ出すことは間違いないことである。根本的な原因が解決されないといわきの環境も改善されない。市としてこの問題に真正面から取り組んでほしい。

これは、私が個人で言っているだけでなく、慶応義塾大学の金子先生も福島県については、森林の除染を進めるよう勧告している。もし必要があれば、バイオマス発電を推進し、エネルギー活用の視点から、森林を燃やす手法もあると言っている。

除染について、国と協議を進めているのであれば、いわき市の山林除染についても、協議のテーマに取り上げてほしい。また、第四次の復興事業計画にも入れてほしい。全て、山林についてはきちんとモニタリングをすることである。平成23年に500mメッシュで調査をしているが、それ以来、山林についてのきちんとしたモニタリングは最小限しかされていないような気がする。よって、立木や土壌、河川に流れ込むようなものなどに関するモニタリングをきちんと実施してほしい。これらのことを実施し、データを集めた上で、山林除染の必要性について、国へ要望してほしい。

事務局) 森林についての除染の是非は未定になっているが、国でも効果的な除染方法の指針が確立されていない状況であることから、まずは、住宅除染を優先に進めるという方針をとっている。

モニタリングについては、原子力規制庁が航空モニタリングの手法で、平成23年の発災当時からやっており、今は、7次の航空モニタリング結果として、市内全域の空間線量率を公表しているが、森林に特化しているわけではない部分があることは確かである。

委員) 平成25年に、実施したモニタリングはいわき市全体ということだが、森林を含めてやっているのか。



事務局) いわき市全域をヘリコプター等で調査し、空間線量率に換算して公表している。

委員) 森林についてのモニタリングは平成23年以降、まったくやっていないのが現状であると思う。空間線量率の換算による推測ではなく、きちんと現地でのモニタリングを実施してほしい。宅地優先とのことだが、山林は重要なので、同時並行で進めて頂きたいと考えている。きちんとしたデータをもとに、国へ対して要望等を実施してほしい。

委員) 福島県の森林再生事業で、川前地区において、現場の空間線量を測定し、伐採を行い、樹皮表面の放射線データ測定する事業を実施している。

現在は、一般の作業をする上では支障のないレベルと言われているが、木材搬出のために作業道も作る必要があり、掘削する必要があることから、地表近くにセシウムを多く含んでいる土壌を掘り返すことになる。この際、放射線量を多く含んだ土壌が周辺の農地や河川等に流れ出ないように、取扱には十分に留意した上で実施している。来年には測定データが出揃う予定となっている。

委員) 取組の柱2 No.47に、「津波被災地域の高齢者に対する交流と健康づくりの場の提供」があり、社会福祉協議会に委託して実施しているものであると思われるが、個人的な意見として、シルバーリハビリ体操の指導員をしている立場から一言意見を述べたい。

指導していると、高齢者の参加者(70代~80代が多い)から、この事業のように、同じ世代の人が集まる場というのは、大変ありがたいという意見をよく聞いている。

今回の資料には、平成27年度の取組内容に、成果を踏まえ、事業の継続等を検討とあるが、被災者が集う場として大変有意義な事業であることから、次の活動の場が見つかるまでは、継続して事業を残すようにしていただきたい。

事務局) シルバーリハビリ体操については、被災者の為だけではなく、介護予防の推進を図る観点から、広く市民を対象として力を入れて取り組んでいくべきものと考えている。

この事業は、全て県からの特定財源で賄われていることもあり、財源確保も踏まえ、シルバーリハビリ体操などを取り入れた既存事業の活用なども視野に入れ、新たな取組みを検討していきたい。

委員) 被災者の集う場として、利用者から好評を得ている事業なので、財源の問題もあるのであれば、次の事業が見つかるまでの間、特に70代～80代の高齢者へのサポートとして、こういう事業を残してほしい。

事務局) こうした取り組みについては、復興事業としての取組みのほか、市民全体を対象にした取組みもあるので、今後、より充実していきたいと考えている。

平成27年度からの3年間スパンの介護保険事業の実施に向け、現在国において制度の見直しが進められており、その中の「地域支援事業」を活用した事業展開についても検討していきたい。

委員) スクールカウンセラーについて、増員の方向があるのかお伺いしたい。先日、全国共通テストの結果が示され、相馬、いわき地区の結果が良かった。新聞社からその理由を聞かれた時に、第一の要因として、スクールカウンセラーの方々が一生懸命取り組んでくれたということ挙げた。こうしたことから、できるだけ増員するようお願いしたい。

2点目はエリムの件だが、現在133校の小中学校が小学校5年生と中学2年生が対象に実施するとなっているが、立派な施設があるのに、市外の人には誰も知らないという状況がある。今後の周知方法についての考えを教えてください。また、できれば、ボランティアに関わる父兄のためにも、年に1回か2回、同じようなカリキュラムを開催し、体験できるようにしてほしい。

3つ目は、本日、学校給食のいわき産米導入が決定した。先日、PTA役員を対象に給食センターの食品検査の現状に関する視察会を開催したが、ゲルマニウム半導体検査装置を増やす方向があるのか。また、いわき産米の導入を受けて、検査体制など、今後どのような方向になっていくのか市の考えをお伺いしたい。

事務局) スクールカウンセラーの配置については、県教育委員会の事業により、本年度、小学校が15校、中学校が42校（全校配置）となっている。これは、非常に大きな存在と認識していることから増員については、県にお願いしているところである。

エリムの近隣教育委員会への周知、及び父兄ボランティアへの開催については、近隣の教育委員会へは体験受け入れなどの周知をしているところである。父兄については、ボランティア研修会も含め、本年度の成果を踏まえて、検討していきたい。

事務局) いわき産米の導入に対するゲルマニウム半導体検出器の導入については、ゲルマニウム半導体検出器のある検査機関に、いわき産米の検査を委託することで対応したい。また、いわき産米の使用にあたっては、県の検査と市独自の検査を含めて、大きく4段階で実施していく。

県の全量全袋検査においてセシウム合算で1キログラムあたり25ベクレル未満の玄米が給食用として保管され、炊飯委託先等でも検査を行い、その後、市独自の検査を行い、セシウム合算で1キログラムあたり20ベクレルを超えた値が検出された場合は、学校給食では使用しない。これらの検査を継続して実施し、安全性を確保していきたい。

委員) 市内の公園等に設置してあるモニタリングポストが故障している場合は、どこに問い合わせればよいのか。

事務局) 直接の管理は原子力規制庁であるが、除染対策課が窓口となって取次ぐので、故障等があれば連絡いただきたい。

### 3 その他

#### ○ 次回の市民会議について

今回は、10月10日(金)13時30分～開催予定。取組の柱3・4・5についてご審議いただきたい。

また、取組の柱3以降の資料については、現在最終チェックを行っているので、次回の会議開催前に委員の皆様へ送付したい。

【署名】 田子英司  
渡辺弘幸